


電気標準約款以外の供給条件

(災害救助法が適用された場合等の特別措置)

2025年4月1日実施

 東北電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用条件

この電気標準約款以外の供給条件は、当社が定める電気標準約款〔高圧〕または電気標準約款〔特別高圧〕(2024年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。)および電気供給実施要綱(以下「実施要綱」といいます。)にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年4月1日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域(以下「災害救助法適用地域」といいます。)として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定された場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま(原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。)の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日(支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。)および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1ヵ月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。)といたします。

ただし、標準約款18(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、標準約款41(工事費負担金等相当額の申受け等)にかかわらず、工事費負担金等の申受けにつ

いては、託送約款等によるものといたします。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約電力等をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合

ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

(4) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったときは、標準約款18(料金の算定)にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

(5) その他の事項については、標準約款および実施要綱に定めるところによるものといたします。